

清水町中小企業近代化資金融資条例（昭和38年清水町条例第14号）の一部を改正する条例について

改正後	改正前
<p>(融資の対象)</p> <p>第4条 融資の対象は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第6号に規定する事業を営む者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号及び第4号に規定する事業協同組合及び企業組合とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第6条 運転資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>据置期間 12月以内</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 設備資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>据置期間 12月以内</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(貸付特例)</p> <p>第7条 町長が、災害及び家畜伝染病対策その他やむを得ない理由により特別に認めた場合は、前条に規定するほか運転資金及び設備資金について、次のとおり貸付することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>据置期間 12月以内</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(融資の対象)</p> <p>第4条 融資の対象は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号に規定する事業を営む者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号及び第4号に規定する事業協同組合及び企業組合とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第6条 運転資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 設備資金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(貸付特例)</p> <p>第7条 町長が、災害及び家畜伝染病対策その他やむを得ない理由により特別に認めた場合は、前条に規定するほか運転資金及び設備資金について、次のとおり貸付することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた清水町商工業者等への支援策

### 1 理由

新型コロナウイルス感染症にかかる小中学校の臨時休業や北海道緊急事態宣言に伴う外出や集会等の自粛により、飲食業、サービス業、小売業、旅客運送業など様々な業種業態に影響が及んでおり、このことによる業況悪化から資金繰りに支障を生じる場合がある。

売上等の減少となった清水町内の商工業者等に対し、安定した事業運営を継続するために、清水町中小企業近代化資金融資条例に規定する運転資金及び設備資金の特例貸付により、影響を受けた清水町商工業者に対し手当てし支援する。

### 2 清水町中小企業近代化資金

#### (1) 融資の対象（第4条）

特定非営利活動法人について融資の対象として加える。

#### (2) 据置期間の設定（第6条・第7条）

運転資金及び設備資金について、据置期間を12月以内と設ける。

### 3 貸付特例による支援（第7条）

#### (1) 実施概要

清水町中小企業近代化資金の特例貸付（運転資金及び設備資金）について、町が保証料及び利息の全額を補給し支援する。

○運転資金 1,500万円以内、貸付期間10年以内

○設備資金 1,500万円以内、貸付期間10年以内

#### (2) 対象者

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた町内商工業者等（売上高が前年同月比5%以上減少）

#### (3) 融資枠 1億円

#### (4) 受付期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日まで

#### (5) 手続き

①通常の中企業近代化資金融資に係る手続きのとおりとする。

②商工業者等が新型コロナウイルス感染症により売上高が前年同月比5%以上減少したことを確認できるものを添付すること。

③北洋銀行清水支店、帯広信用金庫清水支店・御影支店にて借入額を相談し、清水町商工会を経由して町（商工観光課）が決定する。